熊本県都市計画総括図
（その２）

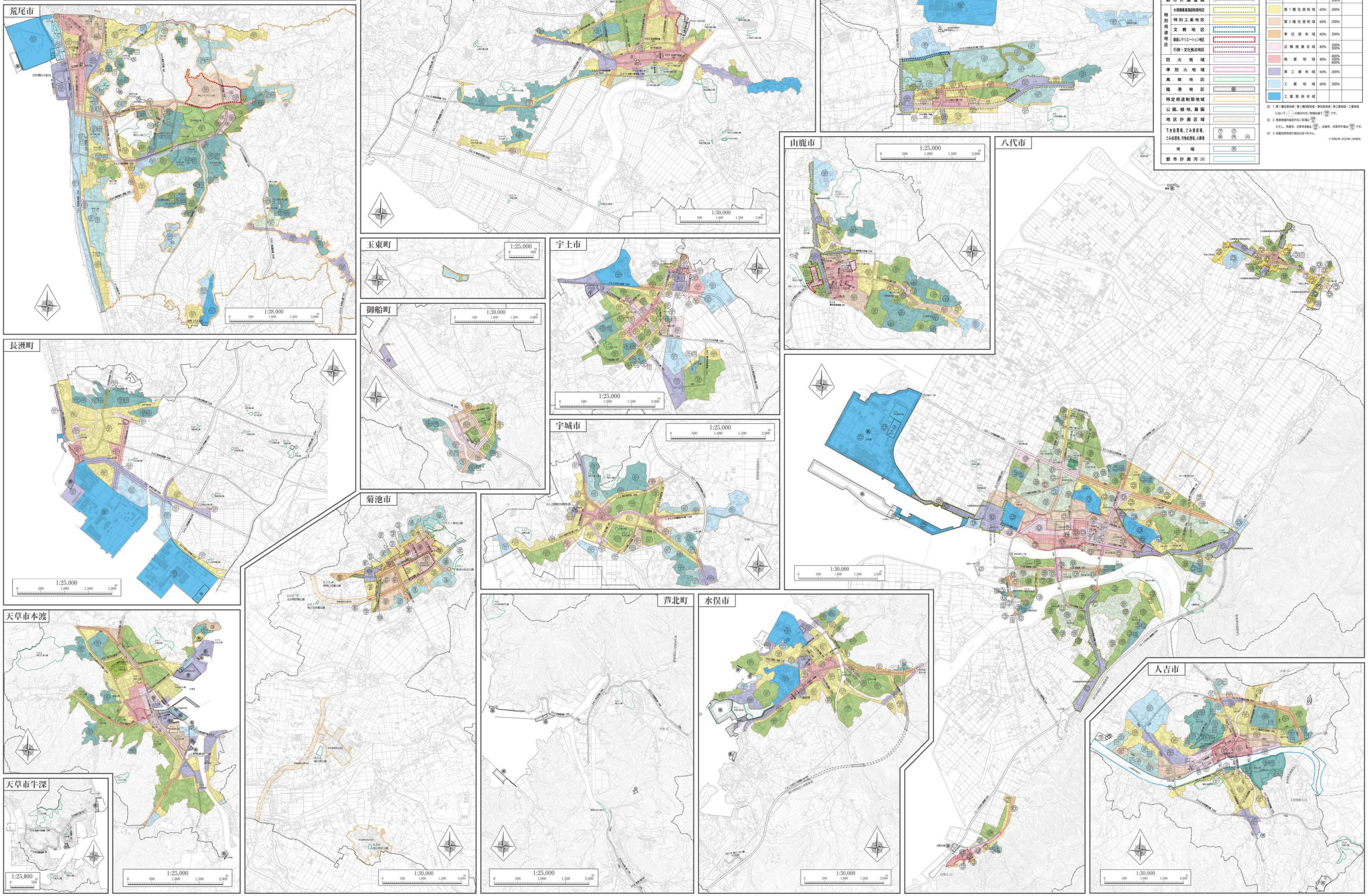
荒尾市
1:28,000
玉名市
1:30,000
大津町
1:30,000
山鹿市
1:25,000
八代市
1:30,000
玉東町
1:25,000
宇土市
1:25,000
御船町
1:30,000
長洲町
1:25,000
宇城市
1:25,000
菊池市
1:30,000
天草市本渡
1:25,000
天草市牛深
1:25,000
芦北町
1:25,000
水俣市
1:30,000
人吉市
1:30,000

凡	例
都市計画区域	――――
準都市計画区域	――――
行政区界線	―・―・―
用途区域	――――
都市計画道路	○――▷
特別用途地区 大規模集客施設制限地区	⋯⋯
特別用途地区 特別工業地区	⋯⋯
特別用途地区 文教地区	⋯⋯
特別用途地区 娯楽レクリエーション地区	⋯⋯
特別用途地区 行政・文化拠点地区	⋯⋯
防火地域	▭
準防火地域	▭
風致地区	▭
臨港地区	▨ (臨)
特定用途制限地域	▭
公園、緑地、墓園	▭
地区計画区域	▨
下水処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場、汚物処理場、火葬場	(下) (ご) (焼) (汚) (火)
市場	(市)
都市計画河川	▭

種別	名称	建ぺい率	容積率	摘要
■	第1種低層住居専用地域	30% 40% 50%	60% 80% 100%	高さ限度10m以下 外壁後退1m以上
■	第2種低層住居専用地域	40% 50%	80% 100%	高さ限度10m以下 外壁後退1m以上
■	第1種中高層住居専用地域	40% 50% 60%	100% 150% 200%	
■	第2種中高層住居専用地域	50% 60%	100% 150% 200%	
■	第１種住居地域	60%	200%	
■	第２種住居地域	60%	200%	
■	準住居地域	60%	200%	
■	近隣商業地域	80%	200% 300%	
■	商業地域	80%	400% 500% 600%	
■	準工業地域	60%	200%	
■	工業地域	60%	200%	
■	工業専用地域			

注）1：第１種住居地域・第２種住居地域・準住居地域・準工業地域・工業地域において、○の表示のない地域は総て（$\frac{200}{60}$）です。

注）2：用途地域の指定のない区域は（$\frac{200}{70}$）ただし、荒尾市、天草市本渡は（$\frac{200}{60}$）、水俣市、天草市牛深は（$\frac{400}{70}$）です。

注）3：田園住居地域の指定はありません。

※令和2年（2020年）2月時点

熊本県土木部道路都市局都市計画課

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 1JHs 987」

株式会社水野建設コンサルタント　熊本県熊本市東区小峯2丁目6-26　TEL 096-365-6565

発行者：熊本県
所属：都市計画課
発行年度：令和元年度